

(平成22年12月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

岩手厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月1日から22年9月21日まで
② 昭和22年12月3日から23年4月30日まで

社会保険事務所(当時)に年金記録を確認したところ、昭和20年から23年まで勤務したA社での厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間については脱退手当金として清算済みとの回答を受けた。

申立期間当時は、脱退手当金という制度も知らず、もらった記憶も無いので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和23年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 2 日から 42 年 3 月 1 日まで

私はA県のB社に約2年間勤めたが、入社する際、事業主の兄が経営するC県のD社で採用面接を受け、その際「危険な仕事なので、絶対に社会保険に加入させてほしい。」と話をした記憶がある。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA県に所在したB社は、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記上も当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人の供述によると、申立事業所に勤務する際、C県に所在した申立事業所と同名のD社の事業主による採用面接を受けたとしていることから、当該事業所を現在継承しているE社に照会したところ、「双方の事業主は既に他界している上、当時の様子を知る者もいないことから、申立人の勤務状況については不明である。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いほか、当時の同僚の氏名も記憶していないなど、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 14 日から 48 年 8 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 8 月 1 日から 48 年 8 月 31 日まで A 社で、B 製品の修理、加工販売に従事していた。

申立期間については、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が申立期間ごろに A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主に申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の控除等について照会したが、「既に廃業しており、当時の関係資料は保管していないため不明である。」と回答しており、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は退職するころの従業員数は 5 人くらいだったと供述するところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から被保険者の人数を見ると、申立人が資格を喪失した昭和 46 年 10 月は 6 人、同年 11 月は 5 人、同年 12 月は 4 人記録されている。

さらに、オンライン記録では、当該事業所は昭和 47 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できるところ、申立期間当時に社会保険の事務を担当していた元同僚は「人数が 5 人未満になり、少なくなったので、厚生年金保険をやめて国民年金に加入した。」と供述している上、複数の元同僚は「事業主から国民年金へ切り替えるように言われた。」と供述しており、当該同僚は同年 1 月から国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を見る

と、申立人の備考欄には「資格喪失 46. 10. 14 喪失の受付年月日 46. 10. 16」と記載されていることが確認でき、当該資格喪失記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。